特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況(令和6年度)

法 人 名	全国商工会連合会	根拠法令名	商コ	二会法		(2	P成14年4月1	日民間法人化)		
1. 法人の概要	字對第 7 冬			業務の)概	要				
	定款第7条 (1) 商工会及び都道府県商工会連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行うこと。 (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。 (4) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。 (5) 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。 (6) 商工貯蓄共済事業の遂行に必要な事業を行うこと。 (7) 全国商工会経営者年金事業を行うこと。 (8) 全国商工会職員年金共済事業を行うこと。 (9) 全国商工会職員年金共済事業を行うこと。 (10) 記帳指導事業の遂行に必要な事業を行うこと。 (11) 関係経済団体との提携又は連絡を行うこと。 (12) 都道府県商工会連合会の意見を総合してこれを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。 (13) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。 (14) 前各号に掲げるもののほか、本連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。									
	役・職員数	理事長等		理 事		監事		職員		
	常勤		0 人		2 人	0 人	1	67 人		
2. 事業	非常勤		7 人		13 人	3 /		0 人		
(1)運営費、補助金等		令和6年度(A)	令和5年度(B	3)	令和5年度比又は令和5年 度差(A/B, A-B)	(取組を行って	の低減化措置の取組の状況 いない場合、補助金等割合いない場合、その理由)		
	総収入額	368	億円	574	億円	64. 19	(1) 補助事業の	段階的廃止		
	補助金等収入額(①) 事業による自己収入額(②)	34		35 539	,,,		** ていないため、	に対する補助金は交付され 該当なし。 よる自己収入の拡大等		
							(27 24-11-127 114 (27 114)-+1 ++n		
	①/2×100 (%)	10. 2		6. 5	, -		経常的連宮経質でいないため、	該当なし。		
	経常的運営費用(③)	4. 2	億円	3. 5	億円	120.09	(4) 3 その他 経営的運営経典	に対する補助金は交付され		
	①/③×100 (%)	806. 1	. %	1000	%	80. 69	ていないため、	該当なし。 、経常的運営費用に対する		
(2),(3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の	有無		(有・無)	無					
	制度的独占となる事務・事業を 務・事業名及び理由	を行っている場合、	その事	(事務・事業名) (理由)	_					
	制度的独占となる事務・事業を 務・事業が法人の従たる事務・			(建田)	-					
	制度的独占となる事務・事業を 務・事業全体が実態上独占とな 置の有無、内容(行っていない	らないための所要の			無					
	制度的独占となる事務・事業を害克服措置の有無、内容(行っ	ていない場合はその	の理由)	(内容)	無					
	制度的には独占となっていない 占となっている場合、その内容		夫 思上独	(內谷)	_					
	制度的には独占となっていない 占となっている場合、独占の弊 置の有無、内容(行っていない	害を生まないための			無					
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有	#	<u></u>	Æ.	手数料等	等対価の額、 算定根拠のイ	゚ンターネットで	無		
	名称(法令等に基づく検定等に					の公表の有無	S S 14 . I. Mrs			
	*)	*	対価			定根拠(法令等に基金	づく検定等につい	・ては決定方法を付記) 		
				円 円 円 円	(決定)					
	対価を徴収する事務・事業の区	分経理		円		to the sum of the second	- 1) -11-1-	-		
	の有無	#.	収3	と状況のインターネットでの 		無				
(5)検査等の事務事業	対価を伴う自主事業の有知			≝ づく検査等の基準の	内容	法人における純利益	祖	規定方法		
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業	の外注		無		上	の外注金額	<u> </u>		
(0) / 12 / 13 ///	外注しなければならない理由	* >/ 正	_			ш/\		1.1		
(7)事務・事業の公正性の担係	外注先選定に当たり、透明性を 有無と内容	確保する仕組みの	(有・特 (内容)	外注時は、	本連合会	€の会計規程に基づき、原則	として複数業者の	の競争入札によって行う。		
措置	事務・事業の公正性担保のため 容(なければその理由)	無) 有 年2回、監事による監査を実施している。 また、本連合会が定めた会計規程に基づき、事務処理及び会計処理の実施を適正に行って おり、官報に収支決算書等を公告している。								
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認め られる職務規程等の有無と内容(なければその理			(有・無) 有 役員については、定款第17条(役員の忠実義務)において、その公平性を担保。ま (内容) については、就業規程第9条(職務の遂行)及び第10条(禁止行為)により、その公平 している。						

■3. 機関 ■(1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、		_		
	役員の定数		17人以上22人以内 人	上限と下限の幅がある 幅	場合はその $_5$	5人		
	役員の選任は公正かっ れているか	自主的な方法によって行わ	商工会法第58条第2項により 会において選任し、又は解			とび定款第18条第1項において、「役員は、総		
	40 C V S N		A1040 (送圧し、Xは胜			(年数)	3 年	
	役員の任期		3 年	2年以外の任期としている場合、 その年数、理由		商工会法第58条第2項により準 (理由) 用される同法第34条第1項及び 定款第19条第1項		
	在任年齢に関する規定	の有無 ・	有	規定の内容		業務運営指針により、常勤役員 は65歳		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前	職	前々職	常勤・非常勤	
	(比率) –(理由) –役員報酬の支給基準の	役員報酬の支給基準の内	% 一般への閲覧提供の有無 容	同一業界関係者又は事が1/2超の場合、その (比率) – (理由) – 有)比率と理由 インターネッ	同一業界関係者と所管官庁出 ットによる公表の有無 職金の決定方法	非常動非非非非非常常非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非非	
	また、定款第21条第25	って、役員は無報酬と定めてい 頁において、常勤役員につい 時総会において決定すること	いては報酬を支給できること	本連合会内規の「役員 に伴う退任慰労金の支統		慰労金の支給基準」及び「常勤 る。	勤役員の退任	
	1.7	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	役員会の成立要件 望事会を置くことを定めている。 において、総役員の2分の1以できないことを定めている。		定款第30条の 出席者の過半	役員会における議決要件 の準用により、定款第25条第25 数で決すること定めている。	頁において、	
(2)監査役員	監査役員選任規程の有	無	有	選任規程がない場合、	その理由	_		
		かつ自主的な方法によって			第1項及び定款	対第18条第1項において、「役員	員は、総会に	
	行われているか 関係府省以外の	者及び外部の者を登用してW	おいて選任し、又は解任す いない場合、その理由		と員が理事を兼	 Eねている場合、その理由		
	商工会法第56条第4項ル て、役員は、都道府県 いと定めている。	こより準用される同条第2項 商工会連合会の会員たる商	及び定款第15条第3項におい L会の会員でなければならな	_				
	監査役員の任期		3 年	2年以外の任期として その年数、理由	いる場合、	(年数) 3 商工会法第58条第 (理由) 用される同法第34 定款第19条第1項		
	在任年齢に関する規定	の有無 【	無	規定の内容	-	_	党	
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前卵	戦	前々職	常勤・非常勤	
	監事	吉住 淳男 山下 真一	令和6年6月1日 令和6年6月1日				非非非	
		花田 稔之	令和6年6月1日 令和6年6月1日				非非	
	監査役員報酬の支給基 有無 	////	一般への閲覧提供の有無	有		ットによる公表の有無	有	
	定款第21条第1項におり	監査役員報酬の支給基準の て、監査役員は無報酬と定る		 本連合会内規の「役員(退職金の決定方法 対労金の支給基準」による。		

0

AW BE

(3) 社団的性格の法人の総会等		総会等の成	立要件の)有無と内容		総会	会等における	議決要件の	有無と内容				
	(有・無)	有			((有・無) 有							
			-T) - 1 lo	O WELL OF THE WAR AS THE OWNER OF THE OWNER									
			項により準用される同法第45条第1項及び定いて、総会員の2分の1以上の出席がなけれ 義決をすることができないことを定めてい							第45条第2項、並び			
	(内容)					(内容) に定款第25条第2項		頃、第4項及び第5項において、議決するこ。					
		る。	,			かでき	ることを定め) (いる。					
	沒	法人の構成員が多数又	(は全国)	に散在している場合における	、構成員	の意思反映確保の措置	置の有無と内	容(ない場	合は、その理	里由)			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容(ない場合は、その理由) (有・無)												
		提出号(会号)≥47型	7.苦広川)	に散在しているが、定款第9氪	久か トル母	集出号に釜油焼な時に	1 学塾祭9	「久」ァトN巛	△にわけても	#武昌の護池袋の行			
	(内容)			に敢任しているが、足級第95 、意思反映確保は措置されて		界队貝に嵌伏惟を賦子	し、止承界4	3米により裕	女にわける1	再成員の競グ権の11			
(4)評議員会等						並業 昌。	会等の構成員	の公正か選	任の有無 に	与 宓			
(T) HI HOUSE A T		川成兵五寸にわり					Z 4 公開放戶	WAL'A E	下47.41 <i>22.</i> 7	141			
	平成17年度より) 事業評価委員会を認	け 平	成18年度から評議員会として		(11 211)							
	ている。		(1)	7010 反70 り間 成気公として		★ (内容) 委員会設置規程により、大学教授、弁護士等、第三者的な委							
						を構成員としている。							
	評議員会等の相	構成員の役員兼任の	Arre			は員を兼ねている場合	その構成し	上率(兼務⊄)役昌数	- 1			
	有無		無			評議員会等の構成員		_ 1 () 100		%			
	評議員会等の権	構成員が役員を兼任											
	している場合、	その理由											
	評議員選任規程	足の有無		有	左	この規程がない場合、							
		14 //		14									
	評議員定数		10人以	下	幅	:限と下限の幅がある :	場合はての						
					112			(F */. \		<i>F</i>			
	対策量と生		1 年			年 2年以外の任期としている場合、 その年数、理由		(年数)	1	年			
	評議員任期							(理由)		元における人事異			
								(生田)	動等に柔軟に	こ対応するため			
	在任年齢に関す	これ おおり これ おおり これ おおり これ かっぱい かんしゅう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こう こうしゅう こう		無	規	定の内容							
		特定	の企業と	又は所管する官庁の出身者及	び同一の	業界関係者が1/2超	の場合、その)比率と理由					
	(比率)									%			
	(理由)												
	評議員会規程		評議	議員会の成立要件			評議員4	会における講	決要件				
	の有無					審議委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議							
		委員会は、全委員の											
	有	することができない		工, 四川, 水, 水, 水, 水, 水, 水, 水, 水,		長の決するところに		1 30 0 0 40		11-13/C C C 13 C 13/C			
 4. 財務及び会計			1			その他法人の特性は	2 年 12 英田 1	ブリンブ か	444 A				
(1)会計基準の適用	企業会計原則の	の適用の有無		無		標準的な会計基準を		ノ(いる一加	公益	法人会計基準			
(2)余裕金の運用	会裕金 (財産)	の額及び具体的な	(余裕名	金の額) 0			•			円			
	運用方法	17 MA 0 X 11 M 3 M	(運用フ							1 4			
(3)長期借入金	長期借入金の有	有無	(14)	無		長期借入金の返済計	十画の有無			無			
	長期借入金の研	権実な返済計画の内	_										
	容				=1	「火人・駐車はしゅぎ」	レム然の明如	/1\4€6\419 \ T. n	辺のハギの3				
(4) 引当金・特別法上の引当金	į.	引当金・特別法上の	引当金等	等の額	51	当金・特別法上の引き 公表し	i 金等の明報 ていない場		祝の公衣の1	月 悪			
	286 024 720												
/=\				(埋田)									
(5)公認会計士監査	収支決算額			算額が50億円以上の法人にお	ける公認	会計士監査の実施の有	「無			有			
		査を実施していない	_										
5. 株式の保有等	場合、その理由	3 式会社等への基金拠											
0. W. 200 W. 11 41	出の有無	八五位寺、00 巫亚娅		無		公益法人、株式会社	±等への出資	の有無		有			
(1)基金拠出又は出資	法定の資金供給	給業務として行う場		無		財産の管理運用とし	て行う場合	の基金拠出	等の有無	無			
(2)事業報告書への記載状況	合の基金拠出等			7111		対定の自定定用でして行う場合の基金に出すの行派							
(4) 于木秋口首、V) 心戰仏仍	事業報告書への記載内容		生したと	・ス川咨り家・発生体とする。	2 0 9/ 12 1	上は人の禾む生で、)	4該注しから		≙ が2 / 2 !	リトレカーアリスチ			
	の記載内容間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上 (未記載の場 のもの のもの のもの で) お人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているも												
	合その理由)												
	名称	-			-								
	所在地	-				_							
	資本金 事業内容	_				<u>-</u>							
	役員の状況	_											
	従業員数	-				-							
	持ち株比率	-				-							
C 特别 八田	法人との関係	<u> -</u>				<u> </u> -							
6. 情報公開 (1)法人における業務及び財務				法人における業務及び財務	₩ Vini .		同資料のイ	ンターネッ	A) ==== 2	2. v. III A w			
等に関する公表				等に関する資料の5年間の 同資料 備え付けの有無				ングーイツ 公表の有無 公表していない場合		ない場合その理由			
			<u> </u>										
	定款			有					_				
	役員名簿			有					-				
	組合員等名簿 事業報告書・附	· 届		有									
	事業報告書・所提益計算書又は				有		有		_				
	貸借対照表			有		有							
	法律上作成が義	務付けられている 則	İ産目録			有		i	_				
	及び決算報告書	Ť											
	監事の意見書 事業計画書			有 有 有		<u>有</u> 有	1	1	_				
	収支予算書			有		有		了	_				

			_						
(2)所管官庁における業務及び 財務等に関する公表			の美	所管官庁における所管法人 の業務及び財務等に関する 資料の備え付けの有無		場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その 理由	
	定款			有	_		有	_	
	役員名簿			有	_		有	_	
	組合員等名	簿		有	-		有	-	
		・附属説明書類		有	_		有	-	
	損益計算 書 貸借対照表	又は収支計算書		有 有	_		有 有	_	
		が義務付けられている財産目	録	有				-	
	監事の意見	書		有	_		有	_	
	事業計画書収支予算書			有 有	_		有 有	_	
	秋文 1 异百		に	管官庁における所管法人 関する事項のインター ットによる公表の有無	公表してい	いない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 ((一部のみ実施の場合も含 む))	
	名称			有	-		有	-	
		局(担当局担当課等)の名称		有	_		有	_	
		所の所在地及び電話番号		有	_		有	-	
	設立年月日			有	_		有	_	
	代表者の職 主な目的及			有 有			有 有		
		. 0 事業 及び財務等に関する資料		月	-		, .	_	
	制度的又は	実態的に独占となっている事 業の内容及び根拠法令	務・事	事業を行っている法人に	ついて、当	有 i 無			
	対象事業の	交付を受けている法人につい 内容並びに補助金等全体の金	額及び	作間収入に対する割合			有		
(4)退職公務員等の状況の公表		役員に就いている退職公務員 公表してい			有 公表していない場合、その理由				
		、就任年月日、経歴				-			
		ベー定規模以上の委託先の役員 況についての公表の有無	に就い	いている退職公務員及び	無				
		公表してい	る主な	2項目		公表していない場合、その理由			
7. 基準の運用に当たって所管 府省に求められる措置等		らく指導監督の実施の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	有	指導監督の実績及びその	の主わ内容	- 基準の例外として規定した監査役員を除く役員の在任年齢規程の遵守につ			
	指導監督の 表の有無	状況及び指導監督結果の公	有	1日守血目の天順及しての	クエなり存	いて、指導を行った	_		
	基準 7 (1) のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導 無監督の実施の有無			指導監督の実績及びその	ひ内容				
	基準 7 (1) のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の無状況及び結果の公表の有無			1日学品官の夫頼及いて 0	Ori a				
	所管官庁に 直しの有無	よる法人の事務・事業の見	有	無い場合、その理由					
		結果の公表の有無	有	無い場合、その理由					
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行 有の可能性についての検討の有無			無い場合、その理由					
	政策評価 を活用し つつ、3	事務・事業自体の必要性		無		法律の改廃を含めた 措置の実施の有無		所要の措置の結果 無 の公表の有無 無	
	~5年を 目途に定 期的、全 般的な見 直し 事務・事業を当該法人に行わった。 ことの必要性(特に事務・事業 一部を外注している場合、その 務・事業をなぜ当該法人が行った。 ければならないか)		事業の その事	無無			無		
		法人が制度的に独占となる 事業を行っている場合、制度 占の継続の必要性		無			無		
		法令の規程に基づく検査関連の場合、手続の簡素化、事業よる自己確認への移行の可能	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と				無		
		その他		無			無		
	お道路格上補品すべき車項			(化学的数サ港の周囲)	、1 ブルスを	で ロッドス の 押 中 か	()		

指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等)

・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。

・令和4年度末において基準未適合となっているが令和5年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和4年度の状況に対して令和5年9月1日時点で既に 重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。

○以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。

・監査役員を除く役員の在任年齢規程の整備

(理由)

全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会法第30条第2項及び第56条第4項により、役員は原則会員でなければならないところ、年齢制限を一律に設けることは、会員の権利に制約を設けてしまうこと、また、役員は総会により選任されることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

・監査役員の在任年齢規程の整備

(理由)

、工工人 全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員は、原則として会員から選挙等で選ばれることとなっており、不当に在任し続けるといった問題は起こりにくいた め、年齢による制限に合理的な理由がないことから指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 ・評議員等の任期

(理由)

全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、年に一度の開催であること、外部有識者である委員の所属元における人事異動に柔軟に対応する必要があることから、開催 時に任期を1年とした委嘱が適当であることから指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。

・評議員等の在任年齢規程の整備

(理由) 全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、評議員は無報酬であることから、有能な人材を確保するため、また、評議員は委嘱による就任(会は年1回の開催)である ことから、在任規程を整備しないことが適当との理由から指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。